

2021年度以降の学類の教育実習（母校外実習校の確保）について

本学の教育実習は、これまで仙台市内出身者の小学校・中学校教育実習および栄養教育実習については在仙大学教育実習等連絡協議会を通じて仙台市教育委員会に依頼し、仙台市以外の出身者の小学校・中学校教育実習および高等学校教育実習については母校実習を基本とし学生が実習前年度に母校からの内々諾・内諾を得て依頼することで行われてきた。

教育実習の母校実習については、中央教育審議会および本学の教職課程認定実地視察において以下のような指摘がされている。

(1) 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会「平成30年度教職課程認定大学等実地視察について」「教育実習の取組状況」

- 教育実習については、教育委員会と連携し、大学等の近隣の学校を教育実習先として確保しているほか、全ての教育実習先に担当指導教員が巡回指導を行うなど、丁寧な教育実習指導が行われている大学等が確認できた。
- 一方で、実習校の選定に当たって、依然として、母校や遠隔地の学校での実習を前提としているような大学等もあった。

母校実習については、過去の中教審答申で、「大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。」と提言され、教育職員免許法施行規則第22条の5においても、教育実習等の円滑な実施について規定しているところである。

このため、

- ・教育実習は、大学等による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、遠隔地の学校や学生の母校における実習ではなく、可能な限り大学等が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましく、今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めていただきたいこと
 - ・やむを得ず遠隔地の学校や学生の母校における実習を行う場合においても、実習先の学校と連携し、大学等が教育実習に関わる体制を構築するとともに、学生への適切な指導、公正な評価となるよう努めていただきたいこと
- などについて指摘した。

(2) 尚絅学院大学教職課程認定実地視察（2014年7月9日）における視察委員による講評

「教育実習の取り組み状況、これはかなり申し上げましたが、基本的には母校実習からの脱皮を一つの大きな目標にして、是非教育実習の充実にご努力をいただきたいと思います。大学だけではできないことですから、いろんな困難な状況があることは私も百も承知しております。しかし、次第にそれに取り組む中で教職課程が充実していくという意味ですから、単に実習校の問題を超えて実習の問題が大切だと考えていただきたいと思います。」

本学は学群・学類制のもと新たに出発し、教職課程も4学類11課程が設置され、2021年度には最初の教育実習が行われる。これを契機にし、また教育実習の充実および大学による指導体制という観点から、従来から行われきた母校実習から母校外（大学近隣の学校）で実習校を確保する以下のような基本的な方針を設定したい。（2021年度の学科4年生の教育実習は従来通りとする。）

○小学校・中学校教育実習、栄養教育実習

- (1) 在仙大学教育実習等連絡協議会を通じて仙台市教育委員会に実習生の受入調整を依頼する（3月）
 - 1) 対象学生：仙台市を現住所とする学生および健康栄養学類の学生。
 - 2) 在仙大学教育実習等連絡協議会より受入先一覧が送付された後、学生の現住所から最寄りの実習校を割当する。
- (2) 連携協定を結んでいる名取市、亘理町、山元町教育委員会に実習生の受入調整を依頼する（前年度9月）
 - 1) 対象学生：名取市、岩沼市、亘理町、山元町、および近隣の市町村を現住所とする学生（健康栄養学類の学生を除く）。
 - 2) 学生の現住所からの通勤時間を考慮し、おおよそ1時間（車両通勤も含めて）を目処に実習校の割当を行う。
- (3) 上記以外の受入の依頼（前年度9月）
 - 1) 対象学生：通勤時間等により上記の受入調整が困難な学生。
 - 2) 教育委員会との連携のもと、学生の現住所の近隣学校に実習生の受入を大学から個別に依頼する。
- (4) 仙台市を現住所とする学生の一部においては尚絅学院中学校への受入調整を考慮する（前年度9月）

○高等学校教育実習

- (1) 宮城県教育委員会および仙台市教育委員会との連携のもと、学生の現住所の近隣県立高等学校・市立高等学校に実習生の受入を大学から個別に依頼する（前年度9月）

*全日制・県立高等学校（65校）
（亘理・名取学区4校）宮城県名取高等学校、宮城県名取北高等学校、宮城県亘理高等学校、宮城県農業高等学校

*全日制・市立高等学校（4校）

仙台市立仙台高等学校、仙台市立仙台工業高等学校、仙台市立仙台商業高等学校、
石巻市立桜坂高等学校

(2) 仙台市を現住所とする学生の一部においては尚絅学院高等学校への受入調整を考慮する（前年度9月）

○特別支援学校教育実習

特別支援学校教育実習についてはこれまで養成校が各々実習校へ依頼してきたが、受入が困難な状況になっている。在仙大学教育実習等連絡協議会のもと、特別支援教諭養成校により今後の対応について検討中である。本学の特別支援学校教育実習は2022年度からであり、2021年度前期までには、在仙大学教育実習等連絡協議会を通じた仙台市教育委員会への実習生の受入調整の依頼および学生の現住所の近隣実習校への個別の依頼を検討する。

*宮城県立特別支援学校 26校（仙台市7校、名取市2校、岩沼市1校、山元町1校、他15校）

*仙台市立特別支援学校 1校